RIN IP Partners

NEWSLETTER

国内判決紹介

1. 「ディスペンサーボトル」意匠権侵害差止等請求事件
2. 商標法 4 条 1 項 6 号に該当するとして拒絶査定不服審判で請求を棄却した審決が取り消された事例

国内審決紹介

1. 称呼の一つが共通するとしても、非類似の商標であると判断された事案
2. 引用商標との類否が争われた事件

外国情報

1. 中国　反不正競争法改正案公表
2. メキシコ　国内登録証がメキシコ産業財産庁のサイトから入手可能

■発行人・お問い合わせ
弁理士法人 RIN IP Partners
URL: http://www.rin.or.jp/
TEL: 03-3517-9901
Email: rinip@rin.or.jp
住所: 〒103-0016
東京都中央区日本橋小網町１８番８号
メットライフ江戸橋ビル３階

国内判決紹介

1．「ディスペンサーボトル」意匠権侵害差止等請求事件

判決言渡日：令和 7 年 3 月 17 日　事件番号：令和 5 年(ワ)第 10125 号

事案概要

原告の本件意匠と被告意匠は、類似するとは認められないとして、差止請求等が棄却された事案。

原告登録意匠	被告意匠
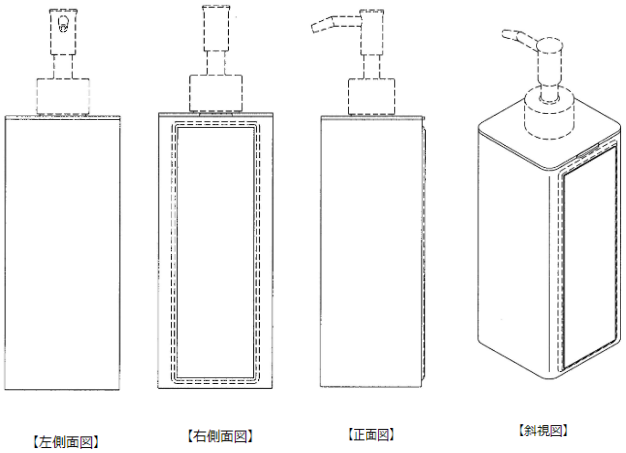	

判決概要

裁判所は、「本件意匠の要部」を判断するに際して、登録出願時点において、液体用ディスペンサーにおける以下の構成はいずれも公知であると認定しました。

- 縦長角丸正方形筒状の容器本体を有する構成
- 上面に開口を有する縦長角丸正方形筒状の容器本体および同開口に合わせた角丸正方形状の蓋を有する構成
- 本体の背面に略全体にわたってマグネットを貼り付ける構成

その上で裁判所は、

「液体用ディスペンサーの上面に開口を有する容器本体と蓋を備えることや、容器本体および蓋の形状、容器本体の背面にマグネットを貼り付ける構成は、いずれも公知であるか、または機能的形態であり、本件意匠の要部であるとはいえない」と判断し、

本件意匠の要部は、マグネットを含めた容器本体の背面（壁取付面）、すなわち、以下の具体的構成態様であると認定しました。

【構成態様（I）】マグネットは、容器本体の壁取付面の略全体にわたって広く設けられた縦長長方形シート状であり、横・縦の長さ比は約１：2.9である。
【構成態様（J）】マグネットは、容器本体から突出しており、突出部の形状は縦長長方形である。

次に裁判所は、本件意匠と被告意匠の類否について、以下のように判断しました。
「本件意匠では、縦長長方形シート状（横・縦比率約１対2.9）のマグネットが同面の略全体にわたって配置されており、需要者にシンプルですっきりとした印象を与えるものといえる。これに対し、被告意匠では、縦長長方形シート状（横・縦比率約 1 対 3.3）のマグネットに加え、その上下に横長長方形状の防滑シートが各１枚接して配置されている。マグネットと防滑シートを組み合わせた形状は縦長長方形状ではなく「I字」状となっており、需要者には、これらが上記面から突出していることもあって、凸凹部のあるしっかりとした形状であるとの印象を与えるが、構成が複雑となっていることから、すっきりとした印象は受けないといえる」
以上の理由から、両意匠は非類似の意匠であると判断されました。

寸評

両意匠は、上面に開口を有する縦長角丸正方形筒状の容器本体および同開口に合わせた角丸正方形状の蓋を有する構成、本体の背面に略全体にわたってマグネットを貼り付ける構成を有するという基本的構成態様が共通しています。原告は、本件意匠について、一般的なディスペンサーと異なり、ポンプのみならず蓋も着脱可能な構成とすることにより、容易にシャンプー等を補充し、詰替用の袋入りシャンプー等を袋のまま装填することを可能とした。これにより、詰替え時に容器内部を洗浄する必要をなくしたもので、着脱可能な蓋を備える構成は、その用途・目的に照らして重要な構成であるとして、基本的構成態様も要部であると主張しました。

しかし、裁判所は、基本的構成態様の部分は出願前に公知であるとして、要部ではないと判断しました。意匠の類否判断においては、公知意匠を参酌して要部が認定され、その要部を中心に類否が判断されますので、裁判所の判断は妥当であると考えられます。

（担当：新井）

２．法第４条第１項第６号に該当するとして拒絶査定不服審判で請求を棄却した審決が取り消された事例

判決言渡日：令和７年３月12日　事件番号：令和６年（行ケ）10090号

事案概要

本願商標「ぽんちゃん」（標準文字）について、「ぽんちゃん」は群馬県館林市が行う観光振興に関する事業を表示する標章（引用標章）として著名なものであるため、「公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であって著名なもの」と同一又は類似の商標であるから商標法４条１項６号に該当するとした審決について、引用標章が相応の規模の地理的範囲において広く認識されているということはできないことを理由に著名性を否定し、同号に該当する商標には当たらないとして審決を取消した事例です。

判決抜粋

（１）法４条１項６号の「著名」について

裁判所は、「著名なもの」というために、必ずしも、日本全国において広く知られていることを要するものとまでは解されず、同号に掲げる団体や事業の地域性を考慮して、著名性の認定に当たり地理的範囲を限定して考慮する余地があるといえる一方で、同号に掲げる団体や事業を表示する標章は極めて多数にわたるために同号は対象となる標章を「著名なもの」と限定しているのであって、商標法上の他の規定（例えば、商標法４条１項８号）と完全に整合的に解すべき必要まではないが、少なくとも「著名」の字義に反するような解釈をすることは相当でないとした。

また、著名性の地理的範囲についても同様であるとし、公益事業等を示す標章として特定の地域でのみ知られている標章と同一又は類似する商標の登録を禁止するとなると、本来であれば一般的に認められるべきはずの商標権を取得して全国的に当該商標を使用する権利を過度に制約することになりかねないとした上で、商標法４条１項６号にいう「著名なもの」というためには、同号に掲げる団体や事業の地域性に照らし、必ずしも日本全国にわたって広く認識されている必要はないが、なお相応の規模の地理的範囲において広く認識されていることを要するものと解するのが相当であるとの基準を示した。

（２）本件引用標章「ぽんちゃん」の著名性について

裁判所は、引用標章は館林市内においては知名度を獲得しているものと推認されるが、使用実績は、基本的に館林市民や館林市を訪問する観光客等に向けられたものにとどまっており、引用標章は館林市民にはなじみのあるキャラクターとして広く認識されていると認められ得るものの、館林市外に向けて引用キャラクターが使用された実績や新聞記事への掲載実績、日本全国に向けた発信等によれば館林市外への露出は散発的かつ限定的であり、群馬県の総人口約１９７万人に対して館林市の人口が８万人弱であることからしても、群馬県及びその周辺において広く認識されていると認めるには至らないと認定した。

その上で、引用標章は、館林市及び館林市観光協会による観光振興事業の地域性を考慮しても、相応の規模の地理的範囲において広く認識されているということはできないから、商標法４条１項６号にいう「著名なもの」に当たらないとして著名性を否定し本件審決を取り消した。

寸評

判決では、法４条１項６号の「著名なもの」についての判断の原則を示し、著名性の地理的範囲についても「著名なもの」というためには、同号に掲げる団体や事業の地域性に照らし必ずしも日本全国にわたって広く認識されている必要はないが、なお相応の規模の地理的範囲において広く認識されていることを要するものと解するという具体的基準を判示しています。

そして、引用標章については、提出された使用実績の証拠類に基づき、館林市民にはなじみのあるキャラクターとして広く認識されていると認められ得るものの、館林市外への露出は散発的かつ限定的であること、及び群馬県の総人口に対する館林市の人口を踏まえれば「群馬県及びその周辺において広く認識されている」と認めるには至らないと認定していることから、団体や事業の地域性にもよりますが、同号の「著名性」には、少なくとも当該団体や事業の属する都道府県で広く認識されていることが必要ではないかと解釈できる点が審査基準を深掘りしている感を受け、興味深いです。

なお、被告は、法４条１項６号は国に限らず地方公共団体等を表示する標章や様々な公益事業を表示する標章を対象としているため、「著名」の地理的範囲は、その団体又は事業が国に係るものか、都道府県に係るものか、市区町村に係るものか、あるいはその事業の目的・内容・範囲等についても考慮して判断すべきであると主張し、引用標章については、その地域性を考慮し少なくとも群馬県及びその周辺において広く

認識されていれば同号にいう「著名なもの」に当たると解すべきと主張しましたが、判決では、商標法４条１項６号の趣旨及び同号が地方公共団体等や様々な公益事業を表示する標章を対象としているとしても、法文上の規定である「著名なもの」との字義に反するような解釈をすべきでないこと、及び特定の地域でのみ知られている標章と同一又は類似する商標の登録を禁止すると商標権を取得して全国的に当該商標を使用する権利を過度に制約することになりかねないとの考えを示し、その上で全証拠をもっても引用標章が群馬県及びその周辺において広く認識されていると認めるに至らないとして、引用標章は「公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であって著名なもの」に当たらないとして審決を取り消している点も審査基準を深掘りしている感を受け興味深いです。

（担当：藤田）

国内審決紹介

１．称呼の一つが共通するとしても、非類似の商標であると判断された事案

審決日：令和７年２月７日　事件番号：不服 2024-6833

事案概要

本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるとして、登録が認められた事案です。

本願商標	引用商標
TSUKUBA INTERNATIONAL SCHOOL	ＴＩＳ

審決概要

本願商標と引用商標とは、本願商標より複数生じ得る称呼の一つである「ティアイエス」の称呼を共通にする場合があるとしても、その他の称呼において明瞭に聴別できるものであって、外観において明確に区別でき、観念において相紛れるおそれはないから、両者の外観、称呼及び観念によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は、非類似の商標というべきである。

寸評

本願商標の「TIS」は、「TSUKUBA / INTERNATIONAL / SCHOOL」の頭文字に由来するものです。このように、各単語の頭文字が視覚的に分離されている場合には、それらの頭文字によって略称される可能性も考えられるため、出所の混同が生じないと断定することには疑問も残ります。

また、頭文字を用いた略称を含む商標の類否に関する過去の審決例を見ても、事案ごとに判断が分かれているため、これらの審決から明確な判断基準を導き出すことは困難と思われます。

■**類似**の商標と判断された事例

不服 2022-11156	
出願商標	引用商標
FMG Fleet Management Global	FmG Property Management Company

不服 2022-014386	
出願商標	引用商標
JSF JAPAN SKATING FEDERATION	JSF

■**非類似**の商標と判断された事例

不服 2021-3476	
出願商標	引用商標
CSC CYBER SECURITY CLOUD	ＣＳＣ
不服 2021-16178	
出願商標	引用商標
新日本テクノカーボン株式会社 Nippon Techno-Carbon Co.,Ltd.	ＮＴＣ

（担当：新井）

2．引用商標との類否が争われた事件

審決日：令和 7 年 3 月 18 日　事件番号：不服 2024-7672

事案概要

本願商標	引用商標	
TOTSU GROUP	1.	東通
	2.	TOTSU
	3.	TOTSU CREATIVE and INNOVATIVE Tokyo JAPAN
第 37 類「建設工事」等	第 37 類「機械器具設置工事」ほか	

審決概要

審決では、本願商標の図形部分と文字部分とは視覚的に分離して看取されるものであるとした上で、本願文字部分の構成文字は、同じ書体、同じ大きさで、外観上まとまりよく一体的に表されているものであり、その構成全体から生じる「トツグループ」又は「トーツーグループ」 の称呼も、冗長ではなく、よどみなく一連に称呼し得るものであると認定しました。

そして、本願構成中の「TOTSU」の文字は辞書等に掲載のないものであって特定の意味合いを認識させず、「GROUP」の文字は、「集団、同好会、グループ」の意味を有する語であるものの、本願の指定役務との

関係において、「GROUP」の文字を捨象しなければならない事情や、「TOTSU」 の文字部分が独立して役務の出所識別標識としての機能を果たすものと認めるに足りる事情は見いだせないと認定しました。
その上で、本願の図形部分と文字部分は、それぞれが自他役務の識別標識としての機能を十分に発揮し得る部分であり、文字部分については、その構成全体から生じる称呼が冗長ではないこと、及び「TOTSU」の文字と「GROUP」の文字のいずれもが取引者、需要者に対し、役務の出所識別標識として強く支配的な印象をあたえるものとはいえないことを勘案すれば、本願文字部分はその構成全体をもって一体不可分のものとして認識し、把握されるというのが相当であると判断し、「TOTSU」の文字部分を分離、抽出し、その上で「トーツー」の称呼をも生じるとし、これを前提として、本願商標と引用商標は、外観上近似した印象を与えるものであって、かつ、称呼を共通にする類似の商標であるとして、本願商標が商標法第 4 条第 1 項第 11 号に該当するとした原査定を取り消して登録を認めた。

寸評

本願商標について、文字部分の構成全体から生じる称呼が冗長ではないこと、及び「TOTSU」の文字と「GROUP」の文字のいずれもが取引者、需要者に対し、役務の出所識別標識として強く支配的な印象をあたえるものとはいえないことを理由として、文字部分が構成全体をもって一体不可分のものとして認識・把握されると判断し、引用商標とは非類似の商標であると判断した審決は妥当な結論であると考えます。

文字部分の構成要素である「GROUP」は広く知られた語であるため、原査定のように、先行商標との類否を判断する際に広く知られた語の「GROUP」を捨象しその余の文字構成要素に基づき類否判断することも妥当のように思えます。

しかし、審決で示されたように、広く知られた文字（一見すると、識別力を有さないと思えるような語）であっても、指定商品等との関係で捨象しなければならない事情があるか、その余の文字部分が独立して役務の出所識別標識としての機能を果たす事情があるかなどの視点で検討し、文字構成全体をもって一体不可分のものとして認識すべきか否かの判断が必要であるという点が参考になります。

（担当：藤田）

外国情報

1．中国 反不正競争法改正案公表

2024 年 12 月 25 日、反不正競争法改正案が公表されました。主な改正点は以下の通りです。

① 不正競争行為の類型の追加
影響力のある他人のアカウント名やアプリ名・アイコン等の使用禁止。第三者の商標等を検索キーワードとして使用する行為が不正競争行為に該当するかどうかは現在議論中。

② オンラインプラットフォーム事業者に対する責任の強化
マーケットプレイス事業者の不正競争行為への対応措置の義務化。不合理な取引条件の強要の禁止。

③ 不正競争行為の厳罰化
深刻な場合は罰金上限が 300 万元→500 万元へ引上げ。

④ 域外裁判管轄の規定強化
中国域外における不正競争行為であっても国内に悪影響を及ぼす場合は中国が裁判管轄を持つ。

パブリックコメントは 2025 年 1 月 16 日に募集を終了しています。施行は 2025 年末から 2026 年初め頃と予想されています。

（担当：和田）

２．メキシコ　国内登録証がメキシコ産業財産庁のサイトから入手可能

マロプロ国際登録に関し、メキシコにおいて保護が付与された場合に発行される国内登録証明書が、メキシコ産業財産庁（IMPI）のウェブサイトより、PDF 形式で無償ダウンロードできるようになりました。

メキシコ産業財産庁（IMPI）ウェブサイト: IMPI – Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial

ダウンロード方法の詳細につきましては、WIPO の通知をご参照ください。

WIPO 通知：Madrid System Information Notice no. 4/2025

（担当：新井）

ご意見・ご感想をお待ちしております

内容に関し、ご意見やご感想などがございましたら、お気軽に<rinip@rin.or.jp>までお寄せください。

END